

意見書

平成 16 年 1 月 7 日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうく にほんばしはこざきちょう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしきかいしゃ  
ソフトバンクBB株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成15年12月11日付け情審通第139号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種  
指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見

実際費用方式に基づく接続料の内、端末回線伝送機能のラインシェアリング区分の回線管理運営費は、算定方法が適切でなく、結果として算定額が過大であり、認可すべきでないと考えます。

以下具体的に述べます。

- (1) NTT東西の接続約款変更説明会において、電話サービスに係る回線管理運営費をもってラインシェアリングの回線管理運営費に当てているとの説明があったと理解しております。ラインシェアリングの回線管理運営費はNTT東西の資料「網使用料算定根拠」を参照しても加入電話サービスを主とする公衆網回線の回線管理運営機能の実際費用を使用して算定されています。DSLサービスが開始された当初は実績となるデータがなく公衆網回線の実績を使用したとしてもやむを得ませんが、既にDSLサービスが開始されて3年が経過し利用者が1千万を超えるまでに普及していることを考えると、DSLサービスに係る実際の費用をもって算定すべきです。公衆網回線の回線管理運営機能に係る費用をもってラインシェアリングの回線管理運営費とすることは、実際費用方式に基づく接続料算定として適切でないと考えます。
- (2) 公衆網回線の回線管理運営機能に係る費用をもってラインシェアリングの回線管理運営費として算定した結果、接続料が割高となっています。

費用の内訳として料金計算に係る費用が大きい割合を占めていますが、ラインシェアリングの料金は定額制であり、実際に発生している費用は電話サービスに比べるとはるかに小額です。

DB管理は公衆回線とラインシェアリングでごく一部は共用しているものと推察できますが、DB管理に係る費用の大部分は公衆回線のために使用されていることから単純にDB管理に係る費用を回線管理運営機能対応回線数で除すべきではありません。

- (3) 公衆回線とラインシェアリングの回線管理運営は上述のようにDB管理の一部を共用すること等もあるかと考えますが、ほとんどの回線管理運営は公衆回線とラインシェアリング

では別個のものであり、ラインシェアリングの回線管理運営は公衆回線のそれと比べてはるかに簡易に構築されており、従ってその費用は軽微なものと考えられます。

以上